

VI 日系ブラジル人就業者の定住希望意識について

森 博 美

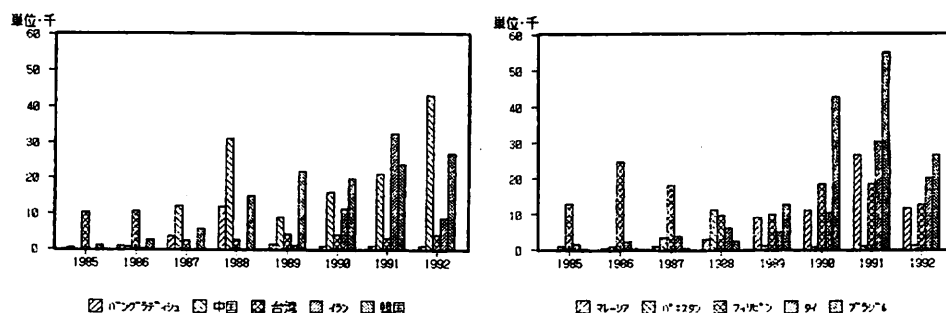
1. はじめに

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」と略称）の改正法案は、1989年12月8日に国会を通過し、翌90年6月1日から施行された。わが国における外国人の出入国及び在留に関するこの新たな制度的枠組みは、いわゆる「不法就労外国人」の急増に対処することを主たる目的として導入されたものである。

日本における入管制度は、外国人に対して原則として¹⁾単純労働への就労を禁止している。この改正法は、特別な資格を有する労働及び熟練労働の職種に関する在留資格をそれまでの入管法より具体的に規定しその積極的導入をはかる一方で、外国人の単純労働への就労やその雇用主への罰則規定を新たに盛り込んでいる点に特徴がある。この意味で、今回の入管法改正の目的は、就労可能なビザと就労不可能なそれとを明確に区別したこと、別な表現をすれば、わが国における外国人労働者を合法的就労者と不法就労者へと峻別する点にあったともいえよう。

推計²⁾によれば、わが国における不法残留外国人就労者の近似値を与える非登録外国人数の年間増加数は、89年の43,900人、90年の57,800人から91年には104,300人へと顕著な増加を見せた³⁾。この限りでは新たに導入された制度的枠組みは、少なくとも政策としては所期の目的を達成することはできなかった。しかしその反面でこの制度的変更が、以下に見るようにわが国への外国人労働者の流入に対して決定的な変化をもたらしたのも事実である。

図1 わが国への外国人の年次別純流入数



わが国への外国人の入国数から出国数の差として算出した年次別外国人純流入数（残留数）は、88年の101,387人、89年の94,716人に対し90年には年間161,970人と顕著な増加をみせる。90年以降のわが国への外国人の純流入の中で極めて特徴的な点は、特にブラジル、ペルーを中心とする南アメリカ諸国からの「日系人」の流入である。この日系人の流入の主な原因は以下の点にあると考えられる。

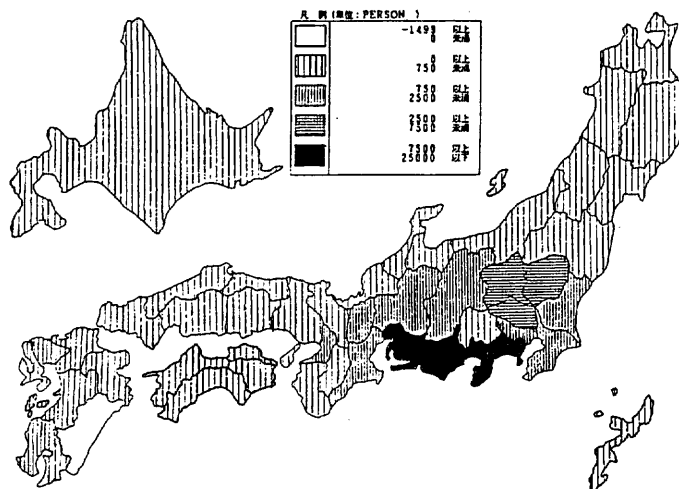
従来、日系人については、日本国籍保有者を別として、二世までは「日本人の配偶者等」資格で3年までの在留が、また三世については、当初、祖父母4人全員が日本人である場合に限りまたその後は4親等以内の者による身分保証が得られた場合〔前山(1990) p. 5〕に「特定の在留資格（旧入管法では通称〔4-1-16-3〕）により法務大臣が特に在留を認めた者として在留への道が開かれていた。この意味では旧入管法でも、日系人に対しては他の国籍保有者よりも優遇されてきた。しかし、「特定の在留資格」は「配偶者」資格に比べ手続きも複雑でまた承認までも長時間を要した。

改正入管法で「定住者」資格が新設された。この資格はもともと日本が受け入れた難民に対する在留資格として設けられたものであるが、新たに日系三世もこの資格の適用を受けられるようになり、その申請手続きも簡素化された。さらに三世の他に日系でなくとも日系二世の配偶者についても「定住者」資格での在留が認められることになり、日系人の在留の幅が大きく拡大された。

法改正により日系人がこれらの資格での在留を認められるようになったことは、単に資格取得が容易になっただけでなく、日系人を雇用する側にも有力な吸引要因を付与することになった。なぜなら、これらの資格は、「永住者」、「永住者の配偶者等」、「平和条約関連国籍離脱者の子」とともにいわゆる別表第二に配置されており、単純労働への就労を含め、本邦において行うことができる活動に特別な制限が加えられていないからである⁴⁾。

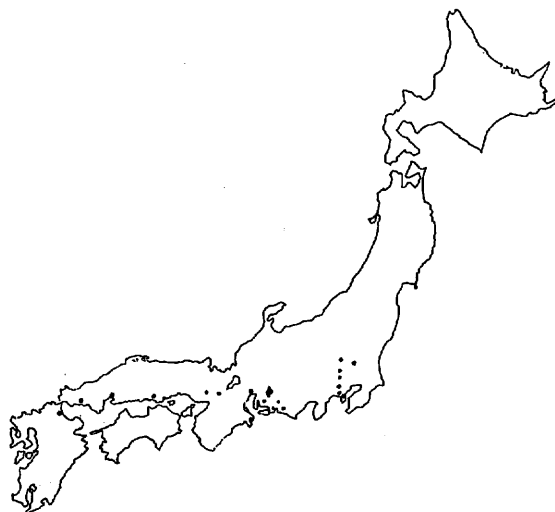
マスコミその他でも報道されているように、日系人労働者は主に製造業部門、特に自動車産業で就労しているといわれている。外国人登録統計（法務省入管局）によれば、90年末現在、登録ブラジル人の82.3%が製造業部門で就労していることがわかる。登録統計は、非登録在留外国人については当然のことながらカバーしていない。しかし、登録統計だけでも、例えばその大半がサービス産業部門で就労するフィリピン人などとブラジル人との就労構造の大きな相違が読み取れる。また、外国人の地域分布からも、ブラジル人の登録数の多い地域が特に自動車産業の組立工場及びその関連下請企業が集中的に立地している地域と符合していることがわかる（図2、3参照）。

図2 都道府県別ブラジル人登録者数の変化（1988～90年）



出所：「外国人の地域分布」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所，No. 35，p. 62

図3 自動車組立工場の分布



出所：日本自動車工業会資料より作成

日本の自動車産業は、85年秋以降の円高不況を比較的短期間のうちに克服した後、80年代後半には堅調な輸出と国内のバブル経済による異常なまでの内需の拡大に支えられ順調に拡張を続けてきた。このような生産の活況は、当該産業の底辺を構成する中小の下請け企業に深刻な人手不足をもたらした。

これらの企業は、就労条件だけでなく厚生福祉その他の面でも大企業に比べ劣悪で、その結果、若年非熟練労働者を中心にその不足に直面していた。このような条件の下で、各企業は当初は東南アジア、その後は所得格差がさらに大きな南アジアからの外国人労働者に依存することにより、不足労働力の充足をはかってきた。80年代末にはこのようなアジア人の就労が、特に人材確保難に直面していた零細規模の企業を中心に広範に認められた。彼らの大半は入国時に認められた在留期間を越えて在留するいわゆる「不法残留者」であり、罰則規定を盛り込んだ改正入管法の施行は、彼らの雇用主に対して、より労働コストはかかるものの合法的な労働者によって代替することを要請した。その結果、入管法改正前後から、単純労働にも就労可能な合法的労働者として日系人が、それまでの不法残留就労者の多くに対して急速にとって代わることになる³⁾。

法政大学日本統計研究所⁹⁾では、92年11～12月にわが国で就労する日系ブラジル人を対象に、「日系ブラジル人就労・生活実態調査」を実施した〔日本統計研究所(1993a), (1993b), (1993c)〕。またこの他に日系人を対象にした調査としては、法務省入国管理局が東京、大阪、名古屋、仙台の各入管局管轄域内に所在する日系人を雇用する事業所を対象に実施した調査〔法務省(1991)〕、国際協力事業団(JICA)が財団法人海外日系人協会に委託して91年に行った調査〔事業団(1992)〕、92年に労働省の「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会」専門部会による調査〔研究会(1992)〕などがある。

以下では、日系ブラジル人のわが国での定住希望意識がどのような要因と関連しており、またその意識が彼らの日本での就労・生活行動にどのような影響を及ぼすかをこれらの調査結果に基づいて分析してみたい。

2. 日系人の諸属性と定住希望意識

旧西ドイツ(以下「ドイツ」と略称)、フランス、オランダといった西ヨーロッパ諸国は、国内の労働力不足に対処するため、50年代末から60年代初めにかけて相次いで地中海諸国との間に2国間協定を締結し、労働力の導入をはかることになる。当初、単身の比較的短期間の「出稼ぎ」としてこれらの国に流入した外国人労働者は、受入れ国の高度経済成長の中で滞在が長期化する。その後石油ショックを契機とする経済の停滞により、ドイツを例にとれば73年には旧EC参加国以外からの労働者の受入れ停止、さらに翌74年からは本国への帰還奨励へと政策の基本的転換が見られる。

しかしドイツでは、政府によるトルコ人帰還奨励政策による帰還者数を上回る数で、家族再統合や家族形成によるトルコ人のドイツへの流入が発生した。初期の帰還者のトルコ

での投資の失敗、ドイツでの会社成立の動きとその挫折、さらにはこのような帰還、流入といった双方向的な動きの過程でトルコ人のドイツでの定住意識は高まることになる⁷⁾。

一方、日系人の日本への出稼ぎ流入は、ドイツへのトルコ人、さらには初期の東南アジアからの出稼ぎ労働者の流入といくつかの点で異なる側面を持つように思われる。第一に、ドイツにおけるトルコ人労働者の場合、家族再統合さらには家族形成によりホスト国内での外国人労働者の家族形成が進むことになる。一方日本では、アジアからの外国人労働者が家族単位で来日するケースは極めて希である。日系人の場合も初期の出稼ぎ⁸⁾は単身の短期間就業の形態で行われてきたが、入管法の改正前後からは家族同伴で来日するケースが増加する。これは、出稼ぎ労働者の供給源としての日系人社会の規模の小ささに加え、彼らの頻繁な転職を防ぐための家族単位での雇用といった雇用主の意向を多分に反映したものである。その意味では、日系人の場合、出稼ぎ者の家族は比較的初期のうちに統合されていたといえる。

第二に、日系人の日本への流入は日本人移民及びその後裔の日本への「Uターン移民」(U-turn migration)という側面を持つ。それは、ホスト国で一定期間就労し所期の目的を達成した出稼ぎ労働者の故国への帰還(return migration)とは明らかに異なる。Uターン移民の場合、通常の出稼ぎ型移住といくつかの点で異なる。それはホスト国が自らの親や祖父母の故国ということから出稼者が抱く一種の親近感、移民1世の間の挫折感、出稼ぎ者の間の帰属をめぐるアイデンティティの動揺、日系という外見の類似性と文化・習慣の相違とがもたらす日本人との間の様々な衝突といったものを伴う。このような特殊な関係にある日系出稼ぎ者と日本社会の実態との中で、彼らの定住希望意識はどのような要素と結びついているのであろうか。

日本統計研究所の調査(以下「統計研調査」と略称)によれば、394の有効回答者のうち77人(19.5%)が「できればずっと」日本にいたいと答えており、「1年以内」、「2年以内」と回答したのはそれぞれ19.8%、56.1%であった。一方、国際協力事業団の調査(以下「事業団調査」と略称)によれば、ブラジル人の17.0%が何らかの形で日本での滞在希望を回答している⁹⁾。そこで、両調査で日本への残留を希望したこれら約20%の回答者を仮に「定住希望者」とみなして、その属性にどのような特徴が見られるかをみてみよう。

まず、性や年齢といった基本的属性との関連については、統計研、事業団いずれの調査も特別に有意な結果は示していない。また調査結果によれば、既婚、未婚といった要素も定住希望意識とは特に関係していない。しかしながら家族員の日系度について統計研調査は意外な結果を示している。すなわち当初の予想に反し、「両親の一方」あるいは「配偶

者」を日系に持つブラジル人で定住希望者が26.5%に達しているのに対し、「両親とも日系」の者の定住希望者の比率は逆に16.4%に留まっている。このことは、日系の程度が日本への定住希望意識と関係ないばかりか、それと逆に日系度が低いの方が定住希望意識が強いことを示している。さらに学歴やブラジルでの職業といった社会的属性については、少なくとも今回の調査結果からは定住希望意識との関連は見いだすことができなかった。

すでに前にも指摘したように、日系ブラジル人の日本へのUターン移民の歴史は新しく、それが本格化するのは89年末の入管法改正法案の国会通過前後からである。この事実を反映して、統計研調査の394人の有効回答者のうち88年以前から日本に居住する者はわずか9名に過ぎない。このため、定住意識の長期的な推移をこの調査結果から読み取ることができない。

統計研調査によれば、90年以前からわが国に居住する日系ブラジル人の33.3%が定住希望意識を保有していることを示している。これに対し、90年以降に日本に入国した者間での希望意識はわずか17.9%である。しかし事業団調査は、ブラジル人の定住希望意識に関して、それが日本での滞在期間中に来日前に比べ若干とはいえ低下するという興味のある結果を示している。これは、故国の経済状態がアルゼンチンやペルーなどと比べ相対的に良好でまた故国に対するアイデンティティが他の南米各国の日系人よりも強いブラジル人の場合、日本での生活経験を蓄積していくに従って、故国との生活習慣の違い、日本の物価高、特に住宅取得の困難などが定住希望を低下させているものと想像される。

統計研調査では有効回答者の60.2%が家族単位で来日している。この点は、他の地域、例えば東南アジアからの出稼ぎ労働者の構成と著しく異なる。調査実施以前に予想したほどではないにせよ、定住希望意識はやはり単身来日者に比べれば家族同伴来日者の方が高い。ちなみに、家族同伴来日者では、1年未満の滞在希望者が16.9%に留まるのに対し、単身来日者の場合にはその割合は25%をこえる。

統計研調査によれば、有効回答者の28.5%が子供を伴って来日している。子供同伴の有無は、ホスト国への定住希望に決定的な意味を持つように思われる。なぜなら、調査結果も示しているように、日本に子供を同伴していない（もともといない者も含め）家族の場合定住希望率が17.2%に留まっているのに対し、家族同伴者のそれは24.6%にのぼる。特に、学齢に達した子供を同伴して来日している家族では、その比率は32.6%にも達している。

3. 定住希望意識と日系ブラジル人の就労・生活行動

まず、統計研調査では定住希望意識と仕事への満足度並びに転職経験の有無との関係について調べてみたが、これについては特別な関連性は認められなかった。

これに対し、定住希望の有無は、就労の結果得た所得の処分に強い制約を与えていることがわかった。まず貯蓄額については、月額50,000円未満及び50,000～100,000円の貯蓄層では定住希望意識がそれぞれ26.5%、29.9%であるのに対し、100,000円以上の貯蓄を行っている層ではその割合は10.6%に低下する。ちなみにドイツのトルコ人の貯蓄行動についてF. Şenによれば、「初期のトルコ人出稼ぎ労働者は、高貯蓄率と密接な故国との絆、従って強い帰国意識によって特徴づけられる」(Şen(1989) p.31)。

定住希望意識を持たない者の間で貯蓄月額がより高いという事実は、彼らが貯蓄というより明確な目的をもって在留していることを意味する。日本で貯蓄した資金の用途における定住希望者と非希望者との明確な差がこのことを如実に物語っている。すなわち、非希望者の間で「自宅用の土地購入」、「家の新築」、「子供の教育費」、「新規事業用資金」といった用途が目につくことからわかるように、その用途は帰国後の将来の生活設計と結びついた将来展望的なものである。これに対し定住希望者では、「借金の返済」、「日常の生活資金の補填」といったこれまでの生活で発生した欠損の補填という性格のものが多い。

次に、定住希望意識の有無が日本人との付き合いとどのように関係しているかを見てみよう。統計研調査では、有効回答者の72.3%が日本に親戚がいると答えている。日系人の日本での勤務地は、一般に彼らの両親あるいは祖父母の出身地と異なる。事実、日本の親戚が彼らの招待や職場、住居の決定に積極的な役割を果たすのは極めて希である。統計研調査によれば、来日して日本の親戚を訪問した経験を持つ者は有効回答者の27.4%に留まる。また事業団調査は、日系人で日本の親戚と親密にしていると回答した者の割合がわずかに5.8%に過ぎないことを示している。さらに、場合によっては日系人、日本の親戚の双方の側で、それぞれ疎遠にしたいとの意向さえある。親戚との親密さは、定住希望意識とは無関係に一般に薄い。

統計研調査で日本人と「よくつきあう」と答えた者が18.0%に留まり、また事業団調査でも日本人の友達が「たくさんいる」、「かなりいる」と答えた者がそれぞれ4.1%、6.9%であることからわかるように、親戚以外の日本人との付き合いも必ずしも親密ではない。しかしながら、親戚以外の日本人との付き合いは、日系人の定住希望意識の有無と密接に関係しているように思われる。

すなわち、日本人との付き合いを定住希望意識の有無との関連で見ると、統計研調査で定住希望者の33.8%が日本人と「よくつきあう」と答えているのに対し、非希望者ではその比率は半分以下の14.0%に過ぎない。この点は、定住希望意識の結果というよりむしろ日本人との交友関係が様々な日本の文化・慣習等への理解を深めることに貢献し、結果的に日系人における定住に対する抵抗感が弱められたことによるものと推察される。

外国人出稼ぎ労働者がホスト国で就労し、生活を行っていく上で彼らはホスト国の自国民から様々な形で多かれ少なかれ差別を受ける。統計研調査は、回答者の25.4%が日本人からの被差別体験を持っていることを示している。一方、事業団調査では職場での不公正な待遇も含め、日系ブラジル人の31.2%が被差別経験「あり」と回答している。

日系ブラジル人におけるこれら被差別経験の有無は、定住希望意識と密接に関係している。すなわち、定住希望意識保持者で差別された経験を持つ者が19.5%に留まっているのに対し、とくに一年未満の滞在希望者でその割合は37.2%と二倍近くに達している。

さらに当然のことながら、定住希望の強さは多かれ少なかれ日常生活でのホスト国の文化や習慣への適応能力に依存する。事業団調査によれば、日系ブラジル人の32.9%が「すぐに慣れた」と回答している。なお、ブラジル人のこの数値は、移民の歴史が浅いポリビア、パラグアイからの日系人ほど高くはない。南米への初期の移住先であるペルーの日系人が日本への適応により困難を感じていることと考え合せれば、移民の歴史が古く、現地への適応が進み、他方で世代の更新とともに日本語能力が喪失される程度が大きいほど、来日した日系人が日本への再適応にますます困難を感じていることがわかる。

統計研調査は、定住希望意識の有無と日本の食事や習慣への適応度とに密接な関係があることを示している。日本の食事を例にとれば、一年未満の滞在希望者の33.3%が適応に困難を感じている反面、定住希望者ではその割合は18.2%に過ぎない。その一方で、日常生活面での隣人とのトラブルについては、調査結果は定住希望意識の有無との関係を特に立証していない。日系人の多くが会社の敷地内に設けられた寮や、会社が社宅として借り上げた集合住宅に集中して居住しており、日本人と混住するケースは比較的少ない。このことが、近隣の日本人と生活習慣をめぐってのトラブルをあまり目立たないものになっているものと思われる。

出稼ぎ者が故国に対して寄せる望郷の念は、ホスト国での適応度の裏返しでもある。それは、出稼ぎ者のホームシックや故国の家族への電話の頻度などの形で現れる。統計研調査によれば、回答者全体の58.4%が生活上の問題として「ホームシック」を挙げている。しかしそれは定住希望の有無によって大きく異なり、一年未満の滞在希望者でその比率が70.5%に達しているのに対し、定住希望者では40.3%に留まる。このホームシックによる

寂しさは故国の家族への電話の頻度の違いからもわかる。すなわち、定住希望者では「週1回」以上の頻度で故国に通話をしている者の割合は16.1%に留まっている。これに対し定住非希望者ではそれは83.9%にも達しており、月に数万円を電話代に使っているケースも少なくない。

移住者の規模が比較的小さく自らの部分社会を形成するに十分な規模に達していない場合、移住先国の共通言語での情報伝達能力は彼らの定住意識の形成を左右する。例えば、統計研調査でより易しい言語として「ポルトガル語」を挙げた者の中で定住希望意識者は17.6%に留まる。これと対照的に「日本語」、「同じくらい」と回答した者ではその比率は31.0%にのぼる。年齢や日系の程度が定住希望ととくに関係していなかった点を想起すれば、日本での就労・生活に不可欠な日本語能力が出稼ぎ者の定住意識を高める上で大きく貢献している。

定住希望意識の有無は、ニュースの獲得手段の違いにも現れている。定住希望意識者が「テレビ」、「ラジオ」、「日本語新聞」から日本のニュースを主として得ているのに対し、非希望者では「ポルトガル語新聞」の比重が相対的に高い。すでに日本でも日系ブラジル人向けにポルトガル語新聞が刊行されており、日本語の読解に支障を感じる日系人は、この種の新聞を主な情報源にしているものと思われる。調査結果にみられるこのような違いは、定住希望者の方が非希望者に対し日本語能力の点で優位に立っていることに起因するものと考えられる。

他方、ブラジルに関するニュースの入手方法については、定住希望の有無は特別な違いを生み出す原因となっていない。これについては、日本のマスメディアがブラジルのニュースを取り上げる機会がそもそも少なく、自ずと日本で発行されるあるいは故国の「ポルトガル語」新聞に依存せざるを得ない事情を反映したものと考えることができる。

さいごに、定住希望意識の有無は、出稼ぎ行動それ自体も制約していることを指摘しておきたい。なぜなら、統計研調査によれば、1年未満の滞在希望者ではブラジル帰国後「再来日」の可能性について55.1%が「ない」と答えているのに対し、定住希望者ではその割合はわずか6.5%に過ぎないからである。

4. むすび

以上、本稿では、2種類の調査データに依拠しながら、わが国に在留する日系ブラジル人の定住希望意識について見てきた。限られた調査データから断定的な結論を引き出すことは差し控えなければならないが、これらの調査結果から読み取れるいくつかの特徴点を

指摘しておきたい。

まず性や年齢といった基本属性、さらには日本での就労状態といった要因と定住希望意識との関係はほとんど見い出せなかった。

定住希望意識の有無が調査結果に有意な相違を生じさせているのは、家族の来日形態、特に来日に際して学齢時の子供を同伴しているかどうかである。一般に日系人はブラジル人の中でも子供の教育に熱心であるとされている¹⁰⁾。学齢に達した子供を同伴して来日する場合、当然のことながら帰国後故国でポルトガル語での教育を受けさせるという点では、子供の将来の教育についてハンデを負うことになる。日系人がそのリスクをあえて冒して来日する場合、それなりの事情なり覚悟がその行動の前提となっているものと考えられる。

このことは、定住希望者が日本で得た所得の使途にも垣間みることができる。すでに本文でも述べたように、定住希望者と非希望者とは日本で獲得した所得の使途に大きな相違が認められる。すなわち後者では、自宅の新築や土地購入、新規事業のための資金といった将来展望的な使途が中心であるのに対し、前者では、借金の返済や生活費の補填といったどちらかと言えば過去並びに日常の生活で生じた欠損の清算に充当されている。その意味では、学齢の子供まで同伴していれば挙家（祖父母のみがブラジルに居住）に近い形での出稼ぎ者に多い定住希望者の方が非希望者に比べブラジルでの将来の生活に対して否定的であり、そのことが逆に日本での定住希望意識を造り上げているものと思われる。この点については、今回の調査では、来日理由、特に来日者のブラジルでの生活実態との関連については十分追求出来なかった。

つぎに、来日時期と定住意識との関係であるが、90年以前からの来日者とその後来日した者の間で定住希望者の割合が大きく異なっていた。これについては、わずか数年という時間の尺度が定住意識の変化に影響しているとは考え難い。むしろ、相対的に長期間日本に在留している者の中には、消極的適応も含め、何らかの形で日本に適応している者が多く含まれ、他方、滞在期間中に言葉をはじめさまざまな生活慣習の面で文化的距離を感じた者は比較的短期間のうちに帰国したものと考えられる。

戦後最長といわれる91年以来の景気の後退、不況は春から夏にかけての政府の楽観的見通しと異なり、依然として回復の兆しがみえない。この間、景気の後退は、来日している日系人に対しても大きな影響を及ぼした。事実、景気の底の局面において実施した今回の統計研調査では、全体の53.3%が残業時間「2時間以下」と答えている。さらに一部では、日系人も人員整理の対象とならざるをえなかった。しかし全体的にみると、日系人に対する雇用調整は他の外国人労働者と比べれば比較的軽微にとどまっているように見える。こ

のことは、彼らがわが国の労働市場の中ですでに一つの不可欠の構成要素として組み込まれていることを意味する。

非熟練労働者の導入について日本政府は、ヨーロッパ諸国における初期の外国人労働力導入の場合と同様、社会的・経済的コストを最小化し労働力導入の経済効果を最大化する事実上「ローテーション」政策¹⁾を堅持している。また研修生制度の拡充などからも、政府の政策に当面、本質的な変更があるとは予想し難い。その中で日系人は研修生と並び、非熟練労働力の導入の経路として今後もわが国の労働市場の一部分を占めることになると考えられる。このような中で日系人がどのように定住していくか、Uターン移民の定住として、今後もその動向に注目したい。

注

- 1) 出入国管理に関する特例法によって在留する韓国・朝鮮人、中国人については、単純労働への就労も含め、国内で行う活動に特別な制限は付与されていない。
- 2) 推計方法の詳細については〔Mori(1992)〕参照。
- 3) 法務省入国管理局は、不法残留数について次のような推計値を公表している。159,828 (91年5月1日現在), 216,399 (11月1日), 278,892 (92年5月1日), 292,791 (11月1日)。これらの数字からも、1991年5月以降の1年間に不法残留者が119,000人増加したことになる。出所：〔法務省(1993) p.36〕
- 4) 新入管法では、別表第2において定住者を「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定し定住を認める者」と規定し、その「身分若しくは地位を有するものとして活動」できるとして、他の別表第1に属する外国人のように本邦で行うことのできる活動の種類に特別な制限を加えていない。
- 5) 入管法改正に伴うわが国への外国人労働力の流入の動きについては、〔森博美(1991)〕参照。
- 6) 日系ブラジル人就労・生活実態調査班
鴨沢巖, 西川大二郎, 森廣正, 千葉立也, 森博美, 山本健兒
- 7) 80年代に旧西ドイツで実施された調査は、いずれもトルコ人の自発的帰還希望者の割合が急激に低下していることを示している。80年の全国規模の調査は、ドイツに在留するトルコ人の40%以上が帰還の意志なしと回答しており、81年のパーデン・ヴェルテンベルク州での調査では回答者の約3分の1がドイツでの永住を希望している。さらにトルコ研究センターが85年に647人のトルコ人を対象に実施した調査は、39.4%が帰還の

意志がないことを示している。〔Şen(1989) p.5〕。

- 8) 日本の業者によるブラジルでの日系人の出稼ぎ者募集は1985年に開始されたといわれている〔手塚和彰他編(1992) p.247〕。
- 9) 事業団調査によれば、ブラジル人の定住希望者の内訳は以下の通りである。「とにかく日本に残りたい」(1.4%)、「良い仕事が見つかったら日本に残りたい」(6.4%)、「日本に家族を連れてこられたら残りたい」(14.4%)、「日本語を習得し、日本の習慣に慣れたら残りたい」(4.8%)。なお、これら広い意味で日本への残留希望を持っている者の割合は、ブラジル人の場合、ペルー人(42.1%)やアルゼンチン人(30.8%)に比べ低位である。〔事業団(1992) p.135〕。これには、後二者において、経済状態がより深刻であることも大きく影響していると想像される。
- 10) 国連統計〔UN(1991) p.57〕によれば、89年現在のブラジルの高等教育在籍率は11.2%となっている。またユネスコ統計によれば、90年にブラジルで高等教育機関に在籍する者は、人口10万人中1,064人にすぎない〔UNESCO(1992) pp.3-237〕。
他方、統計研調査では有効回答者全体の23.1%が「大学卒以上」と回答している。この調査では日系人を雇用している調査対象企業ではほとんど全員から回答を得ることができたことから、来日者はブラジルの中でも学歴が高いといわれる日系人の中でも特に高学歴者に片寄っていると見ることができる。
- 11) 西ヨーロッパの諸政府は、1950年代末から60年代初頭にトルコを含め地中海諸国と労働力の導入をめぐる二国間協定を締結した際、「ローテーション政策」を追求した〔Centre(1993) p.69〕。

文献

- (1) Şen, Faruk(1989), Problems and Integration Constraints of Turkish Migrants in the Federal Republic of Germany, ILO Mig. Working Paper 44E.
- (2) 前山 隆(1990), 「日系外国人労働者のその後－日本国民とは誰か－」『国際人流』7月号
- (3) 法務省入管局(1991), 「在留日系ブラジル人等の稼働状況に関する実態調査」『外国人労働者問題資料集』財団法人雇用開発センター
- (4) 森 博美(1991), 「入管法改正と国際労働移動の最近の動向」『経済志林』59巻3号
- (5) UN(1991), *Statistical Yearbook for Latin America and the Caribbean*.
- (6) 手塚和彰, 駒井洋, 小野五郎, 尾形隆彰編(1992), 『外国人労働者の就労実態－総

合の実態調査報告集-』明石書店

- (7) Mori, Hiromi(1992), The Role of Immigrant Workers in the Adjustment Process of Labour Imbalance in Japan, *Economic Journal*, Hosei University, Vol.60-1/2
- (8) UNESCO(1992), *UNESCO Statistical Yearbook 1992*.
- (9) 国際協力事業団(1992)『日系人本邦就労実態調査報告書』業務資料No.854
- (10) 外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会専門部会(1992)『報告書』
- (11) 日本統計研究所(1993a)「日系ブラジル人就労・生活実態調査」『統計研究参考資料』No.38
- (12) 日本統計研究所(1993b), A Survey of Japanese Brazilians' Working and Living Conditions in Japan, *Statistical Survey Series*, No.1.
- (13) 日本統計研究所(1993c), A Survey of Japanese Brazilians' Working and Living Conditions in Japan, *Statistical Survey Series*, No.2.
- (14) 法務省入国管理局(1993), 「本邦における不法残留者数」『国際人流』4月号
- (15) Centre for Turkish Studies(Ed.)(1993), *Migration Movement from Turkey to the European Community*, Brussel.